

- 収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。
- ご来場の際は、感染対策を徹底のうえお越しください。

無料がん検診を受けましょう

来年3月まで、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診や胃がんリスク検査、前立腺がん検査が無料で受けられます。
詳しくは、がん検診総合相談ポータルサイト(QRコード)参照
※胃がん・大腸がんの集団検診は、来年度以降、個別検診に移行します。



問 保健センター
(☎FAX区版1ページ)か
健康推進課
(☎222-9936 FAX228-7943)

HIV 夜間検査

日時 7月20日(水)
18時30分～20時
場所 サンスクエア
堺(堺市駅前)
予約不要、直接会場へ



結果 7月27日(水) 同時間、同場所で保健センターでは毎月、無料でHIV検査します。同時に梅毒検査とクラミジア検査も受けられます。

問 感染症対策課
(☎222-9933 FAX222-9876)か
保健センター
(☎FAX区版1ページ)

福祉

聞こえない・聞こえにくい方の交流イベントを開催します



場所 いずれも健康福祉プラザ(堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)

■夏休み親子教室

工作教室	8月6日(土) 13～15時
親子手話教室	8月10日(水) 8月27日(土) 10～12時

要申込 開催日1週間前までに**問**へ
詳しくは同プラザ**HP**(QRコード)参照



■難聴者のためのコミュニケーション教室

日時 8月25日～12月15日(全10回)
対象 市内在住・在勤・在学の聞こえにくい方
要申込 8月10日までに**問**へ
詳しくは同プラザ案内ページ(QRコード)参照



問 視覚・聴覚障害者センター
(☎275-5024 FAX243-2222)

オンラインツールZoomを使って自宅で気軽に参加できます

■発達障害者支援センター講演会
「発達障害 達成感を大切にしたい関わり～学習のサポートを中心に～」
日時 8月6日(土)10～12時
要申込 7月31日まで申込用ページ(QRコード)から。
詳しくは、同センター
HP参照



問 堺市発達障害者支援センター
(☎275-8506 FAX275-8507)

■堺市障害フォーラム
「障害がある人の家族のメンタルヘルスを考える」
日時 8月8日(月)15時30分～17時
対象 障害がある方の家族・支援者
詳しくは市**HP**(QRコード)参照



問 障害支援課
(☎228-7411 FAX228-8918)

心の輪を広げる体験作文と障害者週間のポスターを募集

募集 ①作文②ポスター
対象 ①市内在住・在学の小学生以上
②市内在住・在学の小・中学生
テーマや応募方法など詳しくは、市(区)役所情報センター(コーナー)や**問**などにある募集要項か市**HP**(QRコード)参照
締切 9月2日(必着)



問 障害施策推進課
(☎228-7818 FAX228-8918)

堺市老人クラブ連合会の愛称を募集

設立60周年を記念して明るく親しみやすい愛称を募集します。
対象 市内在住の方
応募の必要事項は次のとおりです。
▷愛称(ふりがな)と簡単な説明
▷応募者の氏名・年齢・電話番号・郵便番号・住所
▷連合会に加入している方は区・校区・単位クラブ名
締切 8月31日まで
応募 はがき、FAXで**問**へ

問 堺市老人クラブ連合会事務局
(堺区南瓦町2-1堺市総合福祉会館4階
☎223-0220 FAX232-6217)

税金

今月の納税 固定資産税・都市計画税第2期分

納期限 8月1日
納付方法は納付書か市**HP**(QRコード)参照



問 納税課
(☎FAX区版1ページ)か
税務運営課 収納係
(☎228-3957 FAX228-7618)

年金・保険

国民年金保険料納付が困難な方へ



未納になる前にまずご相談ください。
対象 国民年金第1号被保険者
■経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方
「保険料免除制度」があります。
■20歳以上の学生の方
「学生納付特例制度」があります。
■50歳未満の方
「保険料納付猶予制度」があります。いずれも所得などの要件あり。詳しくは市**HP**(QRコード)参照
要申請 直接区役所か郵送、または電子申請で
※電子申請の場合は、マイナンバーカードとマイナポータルの利用者登録が必要



問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)か
堺東年金事務所(☎238-5101)

介護保険料の減免制度

次の方は、介護保険料が減免される場合があります。
■災害により住宅などに著しい損害を受けた
■生計中心者の所得が前年の2分の1以下で市民税非課税と見込まれる
■市民税非課税世帯で、世帯の年間収入(医療費などを控除した額)が1人世帯150万円(世帯人数が1人増すごとに48万円を加算した額)以下で、預貯金や土地・家屋の資産が一定の要件を満たす場合(保険料の段階が第1段階の方を除く)
■刑務所などに拘禁された
■新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方で、次のいずれかの要件に該当する
▷生計中心者が死亡か重篤な傷病を負った
▷生計中心者の事業収入などが前年より3割以上減り、事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下
原則、減免期間は申請月からのため、早めに**問**へ相談してください。

問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ)

国民健康保険高齢受給者証(緑色)をお持ちの方へ

現在、お持ちの高齢受給者証は、8月1日以降使えません。新しい高齢受給者証(赤紫色)は7月中旬に普通郵便でお送りします。

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

後期高齢者医療制度 医療費の窓口負担などを見直し

■8月からの被保険者証の窓口負担割合が1割の方のうち、下表に該当する方は10月より2割負担に変わります

同一世帯の被保険者人数	年金収入とその他の所得金額の合計額
1人の場合	200万円以上
2人の場合	320万円以上

■窓口負担が2割となる方には配慮措置があります
令和7年9月30日までの月々の外来診療分において、窓口負担額の増加を最大3,000円までに抑えられます。

■後期高齢者医療保険被保険者証有効期限にご注意
7月中旬に送付する後期高齢者医療被保険者証の期限は、8月1日～9月30日となります。10月1日以降は使用しないでください。10月1日からの被保険者証は9月中旬に改めて送付します。



問 大阪府後期高齢者医療広域連合
(☎06-4790-2028
FAX06-4790-2030)か
区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

国民健康保険と後期高齢者医療制度からのお知らせ

現在お渡ししている「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。



■国民健康保険
次の方は7月7日～8月31日に**問**へお越しください。
▷70歳以上の現役並み所得者(※)の方
▷市民税非課税世帯の方
条件 いずれも入院や外来で本認定証を使う場合
持物 被保険者証

■後期高齢者医療制度
次の方に新しい認定証を7月下旬に送付します。
▷現役並み所得者(※)の方
▷市民税非課税世帯の方
▷引き続き同一区分で認定証の対象となる方
これまでに交付を受けていない、所得区分に変更があった方は**問**へ申請してください。

※現役並み所得者
市民税の課税標準額が145万円以上690万円未満の現役並み所得の方

いずれも区役所へ行くのが困難な方は、**問**へ相談してください。

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)